(趣旨)

第1条 この告示は、市内の脱炭素先行地域における民生部門(家庭部門及び業務その他部門)の電力消費に伴う二酸化炭素の排出量実質ゼロ及び民生部門電力以外の温室効果ガスの排出量削減などの脱炭素先行地域づくりを推進し、脱炭素社会の実現による地域活性化を図るため、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)交付要綱(令和4年3月30日付け環政計発第2203301号。以下「国要綱」という。)第3条第2項に規定する脱炭素先行地域づくり事業を実施する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、この交付に関しては、国要綱、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領(令和4年3月30日付け環政計発第2203303号。以下「国要領」という。)及び甲斐市補助金等交付規則(平成16年甲斐市規則第48号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この告示において使用する用語は、国要綱において使用する用語の例によるほか、 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 脱炭素先行地域 地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画(脱炭素先行地域づくり事業)「"隗(甲斐)より始めよ"人と資源の循環モデル ゼロカーボンロードで「めぐる」自然とワイナリー」の対象とする地域の位置及び範囲に規定するものをいう。
  - (2) 事業所等 脱炭素先行地域内に所在し、専ら事業の用に供する事業所、営業所、店舗その他これらに類する建築物又は土地をいう。
  - (3) 学校法人 私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人をいう。

(補助金の種類等)

- 第3条 補助金の種類、補助対象者、補助対象事業及び補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としない。
  - (1) 市税等の滞納がある者
  - (2) 甲斐市暴力団排除条例(平成27年甲斐市条例第23号)第2条第1号に規定する暴力団
  - (3) 法人の場合にあっては、役員が甲斐市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力 団員又は同条第3号に規定する暴力団員等(以下単に「暴力団員」という。)である者
  - (4) 法人でない団体の場合にあっては、団体の代表者が暴力団員である者
  - (5) 個人の場合にあっては、当該個人が暴力団員である者 (補助金の交付申請)

- 第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、甲斐市脱炭素先 行地域づくり事業費補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、事業着手 前に市長に提出しなければならない。
- 2 申請者は、前項の申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時に申請者に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。
- 3 申請者は、第1項の規定による申請書の提出後、次条の規定による補助金の交付決定 前に早期に着手しなければならないやむを得ない事情があるときは、あらかじめ甲斐市 脱炭素先行地域づくり事業費補助金事前着手届(様式第1号の2)を市長に提出しなけ ればならない。ただし、補助金の交付申請年度において、環境省から市に通知される地 域脱炭素移行・再エネ推進交付金の内示日以後の事業着手に限るものとする。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の可否を決定したときは、甲斐市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

- 第6条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助金の交付決定を受けた内容を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ甲斐市脱炭素先行地域づくり事業費補助金変更承認申請書(様式第3号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、承認の可否を決定したときは、甲斐市脱炭素先行地域づくり事業費補助金変更承認(不承認)通知書(様式第4号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件等)

- 第7条 市長は、補助金の交付に当たり、交付決定者に対し次の条件を付すものとする。
  - (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)その他の法令及び関連通知の定めによるほか、国要綱の定めるところによるものとする。
  - (2) 補助対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助対象事業の運営上、一般の競争に付すことが 困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
  - (3) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)

について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、 その効率的な運用を図らなければならない。

- (4) 取得財産等について、処分制限期間(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める期間をいう。第12条及び第13条において同じ。)を経過するまでは、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
- (5) 補助対象事業の完了により交付決定者に相当の収益が生ずると認められる場合は、補助金の全部又は一部を市に納付しなければならない。
- 2 補助対象事業の実施に当たり、当該事業が単年度で完了することができないと市長が 認めるときは、複数年度にまたがる期間により当該事業を実施することができる。この 場合において、この告示で定める手続きは、当該年度ごとに行うものとする。
- 3 前項前段の場合において、市長は、当該年度における所要の予算措置が講じられてい ないときは、当該年度の補助金を減額又は不交付とすることができる。

#### (実績報告)

第8条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、当該事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、甲斐市脱炭素先行地域づくり事業費補助金実績報告書(様式第5号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により本文に規定する期日までに提出できないと市長が認めるときは、この限りでない。

#### (補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定により実績報告を受けた場合は、その内容を審査し、適当と 認めたときは、補助金の額を確定し、甲斐市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付額 確定通知書(様式第6号)により交付決定者に通知するものとする。

#### (補助金の請求)

- 第10条 交付決定者は、前条の交付額確定通知書を受けたときは、速やかに甲斐市脱炭素 先行地域づくり事業費補助金支払請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならな い。ただし、補助金の受領について、交付決定者が契約を締結した者に委任する場合(以 下「受領委任払」という。)は、甲斐市脱炭素先行地域づくり事業費補助金受領委任払請 求書(様式第8号)によるものとする。
- 2 市長は、前項の規定による請求があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付決定者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。この場合において、 受領委任払により交付決定者が契約を締結した者に補助金を交付したときは、交付決定者に補助金を交付したものとみなす。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

- 第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定 の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ず ることができる。
  - (1) 虚偽その他不正の行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
  - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めたとき。

(書類の保管)

第12条 交付決定者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。ただし、取得財産等について処分制限期間を経過しない場合は、当該期間を経過するまでの間は、関係書類を保存しなければならない。

(報告等)

- 第13条 市長は、処分制限期間中において必要があると認めるときは、交付決定者に対して、報告を求め、又は調査を行うことができる。
- 2 交付決定者は、前項の規定による報告又は調査を求められたときは、これに応じなければならない。

(協力等)

- 第14条 交付決定者は、脱炭素先行地域内における電力消費に伴う二酸化炭素の排出量実質ゼロを実現するため、脱炭素先行地域づくり事業の取組に資する事項として市長が必要と認めるものについて協力するものとする。
- 2 交付決定者は、この告示による補助金を活用して脱炭素先行地域内の対象施設に別表 に掲げる種類の設備を導入するときは、令和12年度までに当該施設の電力消費に伴う二 酸化炭素排出の実質ゼロを実現するものとする。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき 交付決定された補助金については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

附 則(令和7年5月9日告示第87号)

この告示は、公布の日から施行する。 附 則(令和7年10月8日告示第167号) この告示は、公布の日から施行する。

# 別表(第3条関係)

# 1 太陽光発電設備

補助対象者	脱炭素先行地域内において、事業所等若しくは学校法			
	人に太陽光発電設備を設置する者(PPA 契約であるとき			
	は PPA 事業者とし、リース契約であるときはリース事業			
	者とする。) 又は市との契約に基づき公共施設に太陽光発			
	電設備を設置する者			
補助対象事業	次に掲げる要件を全て満たすものとする。			
	(1) 国要領別紙1の1事業の要件(ケを除く。)及び2			
	交付対象事業の内容のアの(ア)に定める交付要件を			
	満たすこと。			
	(2) PPA契約又はリース契約により太陽光発電設備を設			
	置する場合は、補助金の充当により、サービス料金又			
	はリース料金から補助金充当額相当を減ずること。			
	(3) 他の補助制度等を利用していないこと。			
補助金の額	補助対象事業費(国要領別表第 1 に定めるものをい			
	う。) の 2/3 の額(1,000 円未満の端数があるときは、			
	これを切り捨てる。)。ただし、ソーラーカーポートを導			
	入する場合の補助対象事業費は、1 件当たり 3 億円を上			
	限とする。			

# 2 充放電設備(充放電設備・充電設備・外部給電器)

補助対象者	脱炭素先行地域内において、事業所等若しくは学校法
	人に充放電設備を設置する者(リース契約により充放電
	設備を設置する場合は、当該リース契約の相手方である
	リース事業者) 又は市との契約に基づき公共施設に充放
	電設備を設置する事業者
補助対象事業	次に掲げる要件を全て満たすものとする。
	(1) 国要領別紙1の1事業の要件(ケを除く。)及び2
	交付対象事業の内容のイの(キ)に定める交付要件を満
	たすこと。
	(2) リース契約により充放電設備を設置する場合は、補
	助金の充当により、リース料金から補助金充当額相当
	を減ずること。
	(3) 他の補助制度等を利用していないこと。

補助金の額	補助対象事業費(国要領別表第1に定めるものをいう。)			
	の 2/3 の額(1,000 円未満の端数があるときは、これを			
	切り捨てる。)			

## 3 高効率照明器具(LED)

補助対象者	脱炭素先行地域内において、事業所等若しくは学校法				
	人に高効率照明機器を設置する事業者(リース契約によ				
	り高効率照明機器を設置する場合は、当該リース契約の				
	相手方であるリース事業者)又は市との契約に基づき公				
	共施設に高効率照明器具を設置する事業者				
補助対象事業	次に掲げる要件を全て満たすものとする。				
	(1) 国要領別紙1の1事業の要件(ケを除く。)及び2				
	交付対象事業の内容のウの(テ)に定める高効率照明機				
	器の交付要件を満たすこと。				
	(2) リース契約により高効率照明機器を設置する場合				
	は、補助金の充当により、リース料金から補助金充当				
	額相当を減ずること。				
	(3) 他の補助制度等を利用していないこと。				
補助金の額	補助対象事業費(国要領別表第1に定めるものをいう。)				
	の 2/3 の額(1,000 円未満の端数があるときは、これを				
	切り捨てる。)				

## 4 ZEB

補助対象者	脱炭素先行地域内において、市との契約に基づき公共			
	施設に省 CO2 等設備を設置する事業者			
補助対象事業	次に掲げる要件を全て満たすものとする。			
	(1) 国要領別紙1の1事業の要件(ケを除く。)及び2			
	交付対象事業の内容のウの(ケ)に定める ZEB の交付要			
	件を満たすこと。			
	(2) リース契約により省 CO2 等設備を設置する場合は、			
	補助金の充当により、リース料金から補助金充当額相			
	当を減ずること。			
	(3) 他の補助制度等を利用していないこと。			
補助金の額	補助対象事業費(国要領別表第1に定めるものをいう。)			
	の 2/3 の額(1,000 円未満の端数があるときは、これを			
	切り捨てる。)			

# 5 EV 自動車 (カーシェア)

補助対象者	脱炭素先行地域内において、市との契約に基づきカー			
	シェア事業を実施する事業者			
補助対象事業	次に掲げる要件を全て満たすものとする。			
	(1) 国要領別紙1の1事業の要件(ケを除く。)及び2			
	交付対象事業の内容のウの(セ)に定める EV 自動車(カ			
	ーシェア)の交付要件を満たすこと。			
	(2) 他の補助制度等を利用していないこと。			
補助金の額	電気自動車カーシェア 車体価格の 1/3 とし、1 台当			
	たり 100 万円を上限とする。			

## 6 高効率換気空調設備

補助対象者	脱炭素先行地域内において、高効率換気空調機器を設			
	置する学校法人(リース契約により高効率換気空調機器			
	を設置する場合は、当該リース契約の相手方であるリー			
	ス事業者)			
補助対象事業	次に掲げる要件を全て満たすものとする。			
	(1) 国要領別紙1の1事業の要件(ケを除く。)及び2			
	交付対象事業の内容のウの(テ)に定める高効率換気空			
	調設備の交付要件を満たすこと。			
	(2) 他の補助制度等を利用していないこと。			
補助金の額	補助対象事業費(国要領別表第 1 に定めるものをい			
	う。) の 2/3 の額(1,000 円未満の端数があるときは、こ			
	れを切り捨てる。)			

## 7 蓄電池

補助対象者	脱炭素地域内において、蓄電池を設置する学校法人(リ				
	ース契約により蓄電池を設置する場合は、当該リース契				
	約の相手方であるリース事業者)				
補助対象事業	次に掲げる要件を全て満たすものとする。				
	(1) 国要領別紙 1 の 1 事業の要件(ケを除く。)及び 2				
	交付対象事業の内容のイの (エ) に定める蓄電池の交				
	付要件を満たすこと。				
	(2) 他の補助制度等を利用していないこと。				
補助金の額	補助対象事業費(国要領別表第 1 に定めるものをい				
	う。) の 2/3 の額(1,000 円未満の端数があるときは、こ				

れを切り捨てる。)

甲斐市長様

申請者 住所又は所在地 氏名又は名称 代表者名 担当者名 電話番号 メールアドレス

甲斐市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付申請書

甲斐市脱炭素先行地域づくり事業費補助金の交付を受けたいので、甲斐市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

#### 1 補助金の種類及び交付申請額

(単位:円)

補助金の種類	全体事業費	補助対象事業費	交付申請額		
交付甲	交付申請額合計				

#### 2 設置の概要

設置場所	甲斐市								
施設名									
施工予定業者									
事業期間	年	月	日	から	年	月	日	まで	
契約形態	口自己所	有	□PPA		□リース				

- 3 同意・誓約事項 (チェック欄 (□) にレを記入してください。)
  - □甲斐市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付要綱第3条に定める補助対象者の資格 要件に該当するか確認するため、市が補助金の交付に必要な個人情報の確認及び照会 を行うことに同意します。
  - □補助対象事業について、他の補助制度等を利用し、又は利用する予定はありません。

### 4 添付書類

- (1) 申請者の登記事項証明書の写し(申請者が法人の場合に限る。)
- (2) 役員等一覧表 (別紙 1)
- (3) 申請日の属する年度に取得した市税等の滞納がないことを証する書類
- (4) 補助対象事業の工程が分かる書類
- (5) 設置する設備の仕様が分かる書類
- (6) 補助金交付申請額の根拠となる書類
- (7) 自家消費率の算出根拠(太陽光発電設備を設置する場合に限る。)
- (8) その他市長が必要と認める書類

## 役員等一覧表

役職名	フリガナ 氏名	生年	月日		性別	住所
		年	月	目	男・女	
		年	月	日	男・女	
		年	月	日	男・女	
		年	月	日	男・女	
		年	月	日	男・女	
		年	月	日	男・女	
		年	月	日	男・女	

<sup>※</sup>申請者が個人のときは、役職名欄の記入は不要です。

<sup>※</sup>行が不足する場合は、適宜行を追加してください。

甲斐市長様

申請者 住所又は所在地 氏名又は名称 代表者名

甲斐市脱炭素先行地域づくり事業費補助金事前着手届

甲斐市脱炭素先行地域づくり事業費補助金の申請に当たり、次の理由により事前着手したいため、甲斐市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付要綱第4条第3項の規定により届け出ます。

なお、市の審査により、補助金の不交付が決定された場合においても、異議は申し立て ません。

1 事前着手理由

2 着手予定日

 第
 号

 年
 月

 日

様

甲斐市長即

甲斐市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付(不交付)決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった甲斐市脱炭素先行地域づくり事業費補助金について、次のとおり決定したので、甲斐市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

□ 交付

補助金の種類及び交付決定額

(単位:円)

補助金の種類	交付決定額
交付決定額合計	

□ 不交付 不交付の理由

甲斐市長様

申請者 住所又は所在地 氏名又は名称 代表者名

甲斐市脱炭素先行地域づくり事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった甲斐市脱炭素先行地域づくり事業費補助金について、次のとおり変更したいため、甲斐市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

# 1 変更内容

変更内容	変更前	変更後

2 変更理由

 第
 号

 年
 月

 日

様

甲斐市長即

甲斐市脱炭素先行地域づくり事業費補助金変更承認(不承認)通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった甲斐市脱炭素先行地域づくり事業 費補助金について、次のとおり決定したので、甲斐市脱炭素先行地域づくり事業費補助金 交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

□ 承認 承認した内容

□ 不承認 不承認の理由

甲斐市長様

申請者 住所又は所在地 氏名又は名称 代表者名

### 甲斐市脱炭素先行地域づくり事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた甲斐市脱炭素先行地域づくり事業費補助金について、次のとおり事業が完了したので、甲斐市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付要綱第8条の規定により報告します。

1 補助金の種類、全体事業費、補助対象事業費、交付決定額及び補助金実績額

(単位:円)

補助金の種類	全体事業費	補助対象事業費	交付決定額	補助金実績額
補助金実績額合計				

※契約形態が PPA 契約又はリース契約の場合は、次の内容を記載すること。

(単位:円)

補助金充当前の総額(A)	
補助金充当後の総額(B)	
差額 (A) - (B)	

- 2 事業完了日 年 月 日
- 3 添付書類
  - (1) 契約書の写し
  - (2) 設置費用の根拠となる書類
  - (3) 施工前後の写真
  - (4) 自家消費率の算出根拠(太陽光発電設備を設置する場合に限る。)
  - (5) その他市長が必要と認める書類

 第
 号

 年
 月

 日

様

甲斐市長即

### 甲斐市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった甲斐市脱炭素先行地域づくり事業費補助金について、次のとおり補助金の額を確定したので、甲斐市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

### 1 補助金の種類及び交付確定額

(単位:円)

補助金の種類	交付確定額
交付確定額合計	

甲斐市長 様

> 申請者 住所又は所在地 氏名又は名称 代表者名

甲斐市脱炭素先行地域づくり事業費補助金支払請求書

甲斐市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、次のと おり補助金を請求します。

1 支払請求額

円

2 振込先

金融機関名	
本支店名	
種別	普通・当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

年 月 日

甲斐市長 様

> 申請者 住所又は所在地 氏名又は名称 代表者名

甲斐市脱炭素先行地域づくり事業費補助金受領委任払請求書

甲斐市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、次のと おり補助金を請求します。

なお、この請求による補助金の受領に係る権限については、次の者に委任します。

1 支払請求額

円

2 受任者

<u> </u>	
名称	
代表者	
所在地	

### 3 振込先

金融機関名	
本支店名	
種別	普通・当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

年 月 日